

被扶養者の生計現況書

※ この生計現況書をご記入いただく前に裏面をお読みください

①【被保険者について】

記号	番号	被保険者氏名	事業所名
あなた(被保険者)の収入	年間収入	約 万円	★年間収入は、賞与・税金等を含めた額を記入してください。 (新規加入の場合は見込み額を記入)

②【今回申請する扶養認定対象者の状況】

★ 同居の場合は、同一世帯であることの証明が必要となりますので、被保険者と同居している世帯全員の「住民票謄本(続柄入り)」の原本を添付してください。

扶養認定対象者の氏名	続柄	年齢	歳	被保険者との世帯 (同居・別居どちらかに○をしてください)	同居・別居 (別居の場合には、③にも記入してください)
扶養する理由を詳しく記入してください (年金等がもらえない場合はその理由)					

扶養認定対象者の現在の状況 (□にチェックをし金額を記入してください)	<input type="checkbox"/> 現在収入がない	《非課税証明書と別紙の無職無収入の証明書(扶養事実申立書)を添付》				
	<input type="checkbox"/> 現在収入がある	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト収入	平均月額	円	《直近3ヶ月の給与明細書の写または収入が分かるものを添付》	
		<input type="checkbox"/> 年金収入	合計年額	円	(年金の種類 :) 《年金通知書または支給通知書を名前と金額が分かるようにコピーし添付してください。 また、年金を申請中で支給が開始されていないときは、年金見込証明を添付してください》	
		<input type="checkbox"/> 雇用保険	月額	円	《雇用保険受給資格者証の写を添付》	
		<input type="checkbox"/> 不動産収入	年間収入	円	《直近所得証明書または確定申告書の写を添付》	
		<input type="checkbox"/> その他の収入	年間収入	円	《非課税または課税証明書を添付》	

③【別居の場合の送金状況】

(送金方法について、A又はBのどちらかに○をしてください)

送金方法	A. 銀行または郵便振込	B. 現金書留
送金額	月額	円

★ 送金相手が分かる銀行又は郵便振込みの控の写
現金書留引受け票等の写の添付が必要です。

上記のとおり事実相違ありません。

令和 年 月 日

被保険者氏名

【生計現況書をご記入いただく前にお読みください】

- この生計現況書は、16歳未満の子供・在学証明書が添付できる16歳以上の子供以外のご家族を扶養申請する場合、「健康保険被扶養者異動届(増)」に添付しご提出ください。
- この生計現況書は、被扶養者の認定にあたり生計維持関係を判断する書類として提出いただくものです。
- 扶養認定を行うための重要な資料となりますので、必ず事実をご記入ください。
- この生計現況書は被扶養者の認定にかかる目的以外には使用致しません。

被扶養者の認定について以下の条件を満たしているかご確認ください

- < 同居の場合 > ・ 扶養認定対象者の年間収入が 130万円未満(扶養認定対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は 180万円未満)であり、かつ扶養認定対象者の収入が被保険者の収入の1/2未満であること。
 - ・ 主として被保険者の収入によって生活をしていること。
- < 別居の場合 > ・ 扶養認定対象者の年間収入が 130万円未満(扶養認定対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は 180万円未満)であり、かつ被保険者からの送金額より少ないこと。
 - ・ 主として被保険者の収入(送金)によって生活をしていること。
- < 雇用保険受給者 > ・ 雇用保険受給中(日額 3,612円以上)の方は扶養にはなれません。
- < 給付金受給者 > ・ 出産手当金・傷病手当金等の給付金の受給中は扶養にはなれません。

年金の種類については下記の種類等がございます

- ①老齢基礎年金(国民年金) ②老齢厚生年金(厚生年金)
- ③退職共済年金 ④厚生年金基金
- ⑤遺族基礎年金 ⑥遺族厚生年金 ⑦遺族共済年金
- ⑧障害基礎年金 ⑨障害厚生年金 ⑩障害共済年金
- ⑪その他